総務部

活動状況報告

平成26年度 茨城県行政書士会定時総会・茨城県行政書士政治連盟定期大会の開催

日 時　平成26年5月29日(木)　午後1時～午後4時

場 所　茨城県開発公社ビル　４Ｆ大会議室

●茨城県行政書士会定時総会

後藤太一理事の司会により、小野村正徳副会長が開会宣言をし、定刻通り開催されました。

まず、物故会員への黙祷が行われ、次に國井会長が挨拶しました。その後、ご来賓である橋本昌茨城県知事のご祝辞、続いて菊池敏行県議会副議長、本会顧問である高橋靖水戸市長、同じく本会顧問舘静馬県議会議員、同星田弘司県議会議員のご挨拶をいただきました。ご来賓の紹介の後、茨城県知事表彰、茨城県議会議長感謝状贈呈、茨城県行政書士会会長表彰が執り行われ、それぞれ記念撮影がなされました。受賞者の謝辞をうけて、来賓の皆様が退出後、竹内崇理事の総会成立宣言があり、審議に入りました。

議長には鈴木すみ子代議員（県西支部）、副議長には須藤利信代議員（県北支部）が選出され、小野一生議事運営委員長による、議事運営委員の紹介と議事運営上の注意事項の説明がありました。また、議事録署名人として、柴田大代議員(県南支部)・三橋司代議員(県北支部)が議長により指名されました。

審議に入り第1号議案「平成25年度事業報告及び決算報告について」が上程され、審議の前に監事から監査報告があり、第1号議案は原案通り可決されました。続いて第2号議案「平成26年度事業計画及び収支予算について」が上程されました。予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第2号議案は可決承認されました。第3号議案「茨城県行政書士会会則の一部改正について」も予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第3号議案も可決承認されました。第4号議案「役員の改選」についは、欠員となっている副会長2名が國井会長の指名と、理事2名が選考委員会によって選出され、決しました。

以上で審議が終了し、嶋田広一副会長が閉会の言葉を述べ、定時総会は終了しました。

来賓の皆様

茨城県知事		橋本　昌	様
茨城県議会副議長		菊池　敏行	様
本会顧問	水戸市長	高橋　靖	様
〃	茨城県議会議員	舘　静馬	様
〃	茨城県議会議員	星田　弘司	様
〃	参議院議員	岡田　広	様（代理）
〃	衆議院議員	田所　嘉徳	様（代理）
茨城県地域支援局			
	市町村課長	齋藤　章	様

役員の改選結果

新副会長	稲葉　稔	（県南支部）
〃	新井　毅	（県西支部）
新理事	渡邉　律三	（県南支部）
〃	柴田　大	（県南支部）

●茨城県行政書士政治連盟定期大会

定時総会に引き続いて、佐藤信成幹事長の司会により、茨城県行政書士政治連盟定期大会が開催され、審議の結果、次の議案が原案どおり可決されました。

第1号議案　平成25年度活動報告及び決算報告について
第2号議案　平成26年度運動方針及び収支予算について
第3号議案　役員の選任について
新副会長　稲葉　稔　（県南支部）
〃　新井　毅　（県西支部）
新幹事　渡邉　律三　（県南支部）
〃　柴田　大　（県南支部）

國井会長挨拶

橋本県知事挨拶

高橋水戸市長挨拶

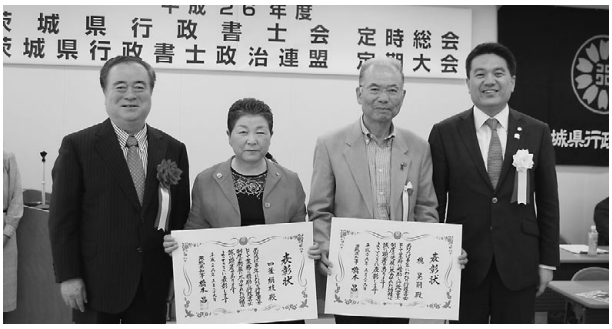

茨城県知事表彰受賞者

茨城県議会議長表彰者

茨城県行政書士会会長表彰者

審議の様子

平成26年度表彰受賞者

茨城県知事表彰受賞者

支部名	事務所所在地	会　員　名
県北支部	日立市	四釜　絹枝　様
鹿行支部	鉾田市	槐　　晃嗣　様

茨城県議会議長感謝状受賞者

支部名	事務所所在地	会　員　名
水戸支部	ひたちなか市	大内　篤一　様
県南支部	つくば市	渡邉　律三　様
県西支部	筑西市	若杉　國康　様
県北支部	日立市	黒澤　　清　様
鹿行支部	鉾田市	嶋田　広一　様
	神栖市	田向　敏雄　様

茨城県行政書士会会長表彰受賞者

支部名	事務所所在地	会　員　名
水戸支部	水戸市	武藤　猛史　様
	水戸市	照沼　重輝　様
	笠間市	岡野　安次　様
	小美玉市	久保田英世　様
	笠間市	片岡　　章　様
県南支部	つくば市	渡邊　俊樹　様
県西支部	八千代町	伊佐間正道　様
	古河市	髙橋　政夫　様
	常総市	戸塚　　操　様
	境町	関　　泰昭　様
	筑西市	喜多　　清　様
	下妻市	池澤　秀樹　様
	下妻市	広瀬　元二　様
	坂東市	小島恵美子　様
	古河市	染野　則夫　様
	坂東市	倉持　光彦　様
	結城市	和泉田武雄　様
県北支部	日立市	中村　　登　様
	日立市	宮内美知子　様
	那珂市	川又　隆一　様
	日立市	四釜　絹枝　様
鹿行支部	行方市	瀧口　喜八　様
	鹿嶋市	高林智恵子　様
	潮来市	大久保　誠　様
	鹿嶋市	加藤　光男　様

（支部毎に会員番号順）

平成26年6月19日、東京都内で開催された平成26年度日本行政書士会連合会定時総会において、日行連会長表彰が執り行われ、次の方々が受賞されました。誠におめでとうございました。

日本行政書士会連合会会長表彰受賞者

支部名	事務所所在地	会　員　名	推薦区分
水戸支部	大洗町	國井　　豊　様	本会推薦
県南支部	取手市	佐藤　英俊　様	
	土浦市	新井志津香　様	
	龍ヶ崎市	神山　直規　様	
	つくばみらい市	古賀　康夫　様	
県西支部	筑西市	水柿　勝彦　様	
	下妻市	山本　　剛　様	
鹿行支部	行方市	瀧口　喜八　様	
	潮来市	園部　雅弘　様	
	神栖市	田向　敏雄　様	
県南支部	つくば市	栗山　　栄　様	日行連推薦

（表彰区分毎に、支部順、会員番号順）

平成26年度日本行政書士連合会定時総会
第34回日本行政書士政治連盟定期大会参加報告

日 時　平成26年6月19日(木)、20日(金)

場 所　東京都港区　シェラトン都ホテル東京　地下２階「醍醐」

出 席 者　小野村正徳会員(水戸支部)、新井毅会員(県西支部)、古川正美会員(県北支部)、嶋田広一会員(鹿行支部)、竹内崇会員(県南支部)、後藤太一会員(県南支部)

●定時総会

約４８０名を収容する会場でしたが、出席代議員２１７名（総数２２３名）に執行部役員、傍聴者を含めるとほぼ満席となる盛大な総会となりました。

議案は第1号の事業報告から始まり、役員補欠選任の第６号までほぼ定番の内容でしたが、それに対して全国の代議員から出された質問数が実に９６件。出席者の問題意識の高さに驚嘆すると共に、これら多くの質問に粛々と回答する執行部担当者等の姿には頼もしさを感じました。

議案の多くは再質問、再回答を経て全会一致で可決承認されましたが、一件のみ採決までもつれ込んだ議案がありました。「第3号 日行連の本部機能を移転する件（案）」です。現在目黒区にある日行連本部を霞が関周辺の賃貸物件に移転し、中央官庁とのパイプ作りと、より広い事務局執務スペースを確保しようと云うものです。これについては多額のコストが掛かること等から慎重意見も出され、起立による採決となりましたが、結果的には賛成多数で可決承認となりました。

●定期大会

こちらは会費納付の実数に応じて参加できる代議員数が算出される為、当会では出席者6名中3名が代議員として参加でき、残り3名は傍聴人として参加する形となりました。

全6号の議案に対し11件の質問が出され、活発な質疑応答が為されました。折しもこの日（6月20日）、改正行政書士法（行政不服審査の代理権付与）が参議院本会議において可決承認され法案成立となりました。行政書士制度の維持発展を思うとき、実務能力の研鑽にのみ目が行きがちではありますが、日政連の行う政治的な活動の重要性を知らしめる象徴的な一日となりました。

日政連副会長として開会の挨拶をする國井会長

茨城は代議員3名

定時総会、定期大会共に初めて参加をさせて頂きました。普段「日本行政」を通じてのみでしか知り得ない日行連、日政連の活動ですが、生の現状に触れ、貴重な勉強をさせて頂くことができました。

代議員　後藤　太一（県南支部）

平成26年度　第2回理事会

日 時　平成26年6月26日（木）　午後1時50分～

場 所　ホテルレイクビュー水戸

出 席 者　会長、副会長、相談役、理事、監事、支部長、事務局長（出席者36名）

議 題　審議事項

業務執行部員（市民法務部1名・広報観察部1名）及び専門委員（総務部7名・建設部1名・環境部1名）の委嘱について原案通り承認された。

議 題　協議事項

ア　日行連公式マスコットキャラクター「ユキマサ君」着ぐるみ購入について協議がなされ、価格等について再調査したのち、検討することとした。

議 題　報告事項

ア　各金融機関との連携に向けた業務受託希望者の募集については金融機関との連携を進めるにあたり、本会の体制を整える必要があることから、業務として進めることにした。

イ　平成26年度行政書士試験場責任者について総務担当副部長の後藤太一理事を選任した。

ウ　各部からの事業計画・報告について報告があった。

エ　その他

講話

講師　千葉県行政書士会　副会長　四本　平一氏

テーマ　「行政書士法と行政書士業務について」

行政書士法と関連法等について、役員の共通認識を持つため開催された。

広報・監察部

活動状況報告

広報・監察部会開催

日 時　平成26年6月6日(金)、6月17日(火)、6月25日(水)、7月3日(木)、7月10日(木)、7月16日(水)

議 題 1　「行政茨城」編集作業について

「行政茨城7月号」の編集作業を行いました。この作業を行い始めてからそろそろ1年が経ちますが、毎回、責任を感じながら部員一同、頑張っております。

この「行政茨城」は会員の皆様へ様々な情報提供をしています。通知・通達のように業務に直結する有用な情報や、本会・各支部の活動内容など知っていただきたい情報もありますので、どうしても『おカタイ』内容になりがち。でも、その中に、たまには「ホッとする」コーナーも持ちたいと思っています。毎号最後に、「行政茨城に投稿しませんか?」という問いかけを行っているのをお気づきでしょうか?もちろん、真剣な訴えも受け付けていますが、写真･各種作品･マンガ･イラストなど皆さんがお持ちの趣味を披露していただければと思います。俳句・川柳などあなたの「ご自慢の一品」を教えてください。会員の方々が真面目に業務を行っている中、目を通していただいたときに一服の清涼剤として感じていただけるようなコーナーを作っていければ・・・・。

皆さんの投稿をお待ちしています!

重要(再掲載)

行政書士徽章着用と行政書士証票携行の徹底

～非行政書士排除のために～

茨城県行政書士会　会　長　國井　豊
広報・監察部長　遠藤　実

茨城県行政書士会では今般、行政書士の職域の確保及び非行政書士の排除を目的として、行政書士徽章の着用と行政書士証票の携行（補助者については補助者徽章の着用と補助者証の携行）の徹底を図ることを決定しました。

行政書士徽章を上着に着用するとともに、行政書士証票は常時見えるようにストラップ等で首からさげたり胸に付けることにより、官公署等の窓口において、行政書士又は補助者であることを積極的にアピールしてまいります。

言うまでもなく、徽章着用は、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則にあるとおり、私たちの義務であります。また、平成26年3月には茨城県総務部長より、各市町村長・各市町村農業委員会・各出先機関の長・警察本部長など関係機関に対し、行政書士法の遵守徹底が通達されました。これは、依然として非行政書士により違法に書類が作成されたと考えられる事案がみられることから、改めて職員への周知徹底をしていく旨の依頼であります。文中においては、窓口において行政書士証票の呈示を求め、行政書士であることを確認するよう関係機関に対して協力を求めています。

さあ、行政書士の誇りも高く**行政書士徽章を着用**し、**行政書士証票を携行**して、日々の業務に邁進してまいりましょう!

もちろん申請の際には、書類への**行政書士名記名押印**もお忘れなく!

会員お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。

国土農地部

活動状況報告

第1回　国土農地部会開催

日時　平成26年5月1日(木)　午後1時30分～午後3時30分
場所　茨城県行政書士会　事務局
出席者　田向部長、久保副部長、上野部員

議題1　平成26年度事業計画について

・国土関係研修
　都市計画法の研修を年1回実施する。(平成27年1月末頃を予定)
・農地法関係
　農地法4条5条を中心にした研修を年1回実施する。(平成26年9月19日を予定)

議題2　平成26年度予算について

予算要求書明細、事業計画にもとづき年度間事業予算を確認。(事業計画、予算については、5月29日の総会での議決を前提に協議)

議題3　「農地法関係業務の手引き」配布等について

茨城県関係部署、県内市町村農業委員会に配布及び会員へ有償販売する。
農業委員会へは可能な限り部員等で持参する。その際、コンプライアンスの遵守について、「農地法関係業務の手引き」、関係文書を持参して依頼する。

議題4　制度推進について

市町村農業委員会、関係団体、ハウスメーカー等にコンプライアンスの遵守について依頼、非行政書士を排除し、会員の職務拡大に努める。

議題5　その他

研修会担当者の選任について、久保副部長を選任報告したことを説明した。

重　要

法令の遵守について

茨城県行政書士会　会　　長　國井　豊
国土農地部長　田向　敏雄
会員指導委員長　嶋田　広一

平成26年6月、水戸市の農業委員会において虚偽の農地転用申請が発覚、農業委員等が逮捕されるという事件があり、下記のとおり新聞報道がありました。

会員の皆様におかれましては、農地法関連の業務受託の際、依頼主の意思をよく確認し、コンプライアンスの徹底に努め、慎重に申請手続を進めていただくようお願い申し上げます。

茨城新聞　2014年(平成26年)7月16日　水曜日

農業委員らを起訴

水戸市農委汚職で地検

水戸市農業委員らによる虚偽の農地転用をめぐる贈収賄事件で、水戸地検は15日、収賄の罪で同市青柳町、同市農業委員で不動産仲介業、本田幸雄容疑者(79)＝農地法違反罪で起訴＝を、贈賄の罪で同市吉沢町、元不動産会社経営、戸張雅人容疑者(40)＝同＝を、ともに水戸地裁に起訴した。

起訴状などによると、本田被告は2012年10月5日～13年4月27日ごろの間、同市内の戸張被告の事務所で、虚偽の農地転用申請を許可させるための手続き方法などを教示したことや、農地の現況調査を担当する農業委員に許可を働き掛けるなど便宜を図ったことに対する謝礼などとして、戸張被告から4回にわたって現金計300万円を受け取ったとされる。

捜査関係者によると、賄賂は1回当たり50～100万円で、虚偽の書類を申請したときや、農地転用の許可が認められたときなど、節目ごとに授受があったという。

両被告は別の農業委員の男性ら4人と共謀し、同市河和田町の畑を宅地開発して住宅用地として分譲する本来の目的を隠し、12年10月25日、資材置き場として使用する虚偽の許可申請書を同市農業委員会に提出。同年11月16日に農地転用のための権利設定許可を受けたとして、今年6月5日までに、いずれも農地法違反容疑で逮捕された。

捜査関係者によると、両被告を除く4人は、不動産仲介手伝いの男性＝起訴猶予で釈放＝が戸張被告に同所の土地をあっせん。それぞれ両被告の指示を受け、農業委員で造園業者の男性ら2人＝ともに起訴猶予で釈放＝は土地に虚偽の賃貸借権を設定し、建築設計業の男性＝罰金刑が確定＝は、虚偽内容の書類を農委事務局に提出した。

起訴猶予で釈放された男性らは「本田被告と昔からの仕事仲間で不正とは分かっていたが協力した」という趣旨の供述をしている。

不正な農地転用「氷山の一角」

市町村単位で設置が義務付けられている農業委員会。農地法は農地の保全を目的とし、農地の取得や転用には所在地の農業委員会を通じて知事の許可を受ける必要があるとされる。本県の場合、水戸市を含めた人口10万人以上の市などに許可権限を移譲している。

同法は原則的に「耕作や養蚕の事業に必要な農作業に常時従事する」などと認められる者しか農地を取得できないと定めている。

このため、捜査関係者は「(原則的に)農業をしていないと農地を買えない。だから、資材置き場や貸し駐車場といった『雑種地』など農地以外の地目に一度転用した後で、別の目的を持った業者が土地を購入する」と、今回のような不正な農地転用の発想自体は珍しくないとみている。

関係者によると、水戸市農業委員の本田幸雄被告と、元不動産会社経営の戸張雅人被告は、今回の贈収賄事件の舞台となった同市河和田町の畑以外の市内の農地でも、似た手口で不正な農地転用を行っていた可能性が高いという。登記資料によると、いったんは資材置き場に転用された約2千平方㍍の農地が、約1カ月後には不動産会社に売却され、約1年後には宅地として分譲されたケースもあった。

農業委員の一人は、今回の虚偽の農地転用申請について「よくある話。氷山の一角」といい、「資材置き場として使用するはずなのに、あまりに広く、立地がいい土地などは本当かどうか怪しい」と指摘した。

運輸交通部

活動状況報告

運輸交通部会　平成26年度事業計画について

日時　平成26年6月13日(金)　午後1時～午後3時
場所　茨城県行政書士会　事務局
出席者　小野村副会長、小野崎部長、深谷副部長、大庭部員

議題1　平成26年度貨物自動車運送事業実務者養成研修説明会

1　貨物自動車運送事業許認可を中心に、今年度中(平成27年3月まで)に10回開催する。
第1回実務研修会　日時未定(決まり次第案内状を送付)
場　所　茨城県開発公社（予定）
内　容　貨物自動車運送事業：事業計画変更手続き解説、実務者養成研修説明会
講　師　小野崎部長　大庭部員

議題2　平成26年度貨物自動車運送事業実務者養成講座開催について

1　全10回（各180分）のカリキュラムで、貨物自動車運送事業についての基礎から許可後までの対応までトータルで学ぶための実務者養成講座
日程：平成26年7月～平成27年3月まで（予定）

議題3　自動車登録と出張封印の実務取り扱いについて

日　程　平成26年11月（予定）
内　容　「出張封印推薦運営要領」第2条第4号に規定する「担当部で行う所定の研修会」です。
講　師　関東陸運振興センター担当者

議題4　自動車関連業務実務者意見交換会

場　所　茨城県開発公社ビル（予定）
日　程　平成26年11月（予定）
内　容　自動車関連業務についての意見交換会及び実務研修会
講　師　茨城運輸支局登録部門担当職員

環境部

活動状況報告

第１回環境部会開催

日 時　平成26年5月22日(木)　午後3時～
場 所　茨城県開発公社ビル　会議室
出 席 者　小野村副会長、宮崎部長、黒澤副部長、木村部員、阿部専門委員

議 題 1　平成26年度専門委員の委嘱について

平成25年度環境部会等での意見において、その専門性で環境部活動に寄与した、阿部克巳専門委員を、26年度も引き続き専門委員に委嘱したい。

議 題 2　実務研修会の構想

①　研修に関する連絡調整組織の協議進捗を待って検討する。
②　他の県会との交流の際に、研修についての情報収集を行い、本年度研修計画に活用する。

議 題 3　県及び関連団体主催講習会等参加、会員へ情報伝達について

総会前ではあるが、５月、６月にテーマにふさわしいイベントがあるので、下記について予定する。

①環境展
日時　5月27日(火)から30日(金)
場所　東京ビッグサイト
内容　1014環境展　視察　及び講習会受講
出席　黒澤副部長

※　第一法規セミナー　環境法、条例の基礎　東京　9月5日(金)
木村部員出席予定も既に満員御礼であった。

②(一社)　住宅生産団体連合会主催 廃棄物適正処理講習会
日時　6月12日(木)　13：30 ～16：30
場所　水戸市宮町1-17　ホテル テラス ザ ガーデン水戸
内容　主として建設廃棄物処理に関する法規
出席　阿部専門委員　申し込み済

③産業廃棄物適正処理指導啓発講習会　詳細不明、候補
茨城県産業廃棄物再資源化指導センター

④茨城県産業廃棄物協会主催　処理施設見学会
茨城県土木部検査指導課　解体業登録者講習　など今後検討

○　講習内容は要約して会報に掲載することとする。

2014 NEW 環境展・地球温暖化防止展視察及び記念セミナー聴講報告

環境部副部長　黒澤　清

環境部の今年度事業の「環境関連部門に関する情報収集・伝達」の一環として、5月27日から30日まで東京ビックサイトに於いて開催されました標記の展示会の視察及び記念セミナーを受講してきましたので概要を報告します。

展示会概要

廃棄物処理、資源枯渇、生活環境汚染、及び地球温暖化という国や地域の境界を越えたグローバルな問題を捉えて、課題に対応する技術やサービスが一堂に展示されています。環境保全への啓発により、生活の安定や環境関連産業の発展を図ることを目的に開催されており、今年で23回目の開催になります。

主　　催　　日報ビジネス株式会社
後 援 等　　環境省、国土交通省、経済産業省、文部科学省、東京都等後援関係団体多数協賛
参加企業　　617社
　　2095小間(3m*3m)

視察雑感

東京ビックサイトの広大な展示会場をフルに使用して610余社の参加企業の展示は圧巻でありました。

特に印象に残ったのは、いわゆる大企業の名称は少なく、比較的なじみの薄い名前の企業の力をこめた出展が目立ち、多方面にわたり、全国から様々な企業が参加していること、新ビジネス分野に取り組もうとしている姿勢がひしひしと感じさせられました。

「環境」の言葉が含む範囲の広さ、私達の生活との係わり合いや、影響の大きさを改めて知らされた視察でありました。

なお参加社名はホームページ等で公表されています。

https://www.nippo.co.jp/n-expo014/

展示会場風景

記念セミナー要旨

記念セミナーは27日から30日の4日間に19講座に分けて開催されました。そのなかから最も関心の高いと思われるセミナーを選んで聴講しましたので、以下に要旨を報告します。

演　題　　違反事例に学ぶ廃棄物処理法　　ー行政処分と罰則は違うー
　　排出事業者に影響があった違反事例の解説

講　師　　行政書士エース環境法務事務所代表　尾上　雅典氏
　　BUN 環境課題研修事務所主宰　　長岡　文明氏

要　旨

・一般的に廃棄物排出事業者のリスクとは以下のようなものが考えられる。
　①委託先の不法投棄で委託者の社名等が公表される。
　②措置命令等による廃棄物撤去費用の負担
　③委託先の操業停止による自社の製造ラインへの影響

・最近の事故の事例として次のようなものがある。
　①千葉の工場火災　　*1
　②利根川水系汚染事故　　*2

③姫路市内鉄くず不法投棄　*3

*1　http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG1505T_V11C13A1CC1000/
*2　http://digital.asahi.com/articles/TKY201308300335.html
*3　http://archive.today/xWgmG

・これらの事例から汲み取れる教訓としては次のようなことが言える。
①自社が排出する廃棄物への正確な認識が必要
②委託先処理業業者の許可内容の確認
③委託先処理業者の現地確認の必要
④委託先処理業者に対する住民団体等からの反感や敵視の影響の把握

・排出事業者のリスク発生の理由を一言で言えば処理業者とのコミュニケーションの不足

・コミュニケーション保持のポイントは
排出事業者側　①処理業者担当者とのざっくばらんの相談
②物の性状や含有物に関する情報の適切な伝達
③廃棄物の性状変更の迅速な伝達

処理業者側　①許可内容の変更の迅速な伝達
②リサイクル先の情報伝達
③受け入れ不可物の混入事例の表明
④委託基準違反の事件実例の表明

・措置命令の対象にされないためのポイント
膨大な費用を伴う事となる措置命令は不適正処理と委託基準違反が重なったとき等に発令されている。処理業者マターである不適正処理を避けるため、業者の選別を行う一方、排出事業者マターとして委託基準を把握して適切な委託をする。これら双方の悪い状況が揃わぬようにすることで、措置命令を受けるような事態を避けることが出来る。

・排出事業者のリスク回避のための「三種の神器」は、
①現地確認、財務審査、安全教育状況の把握による***委託先の与信調査***
②委任契約書、マニュフェスト、現地確認結果記録の***書類保存***
③廃棄物データシート、性状変更の連絡、社内教育の協力依頼等による***委託先との情報提供と相談***　である。

聴講雑感

廃棄物は自社から運び出され、目の前に無くなれば処理は済んだように錯覚しがちであるが、排出事業者は完全に処理が終わるまで責任がある。全国各地で、損害賠償を求める裁判や、措置命令等のニュースが聞かれ、社運を左右するような影響を与える事件や事故が発生している。今回の講義はそうならないための総合的なノウハウを講師が解説してくれたものである。

尾上雅典講師は、我等と同業の行政書士でもあり、申請業務あるいは経営に関する周辺知識として大変有意義な講義であった。

又、長岡講師からは行政処分と刑事罰との差をいくつもの具体例を通じて解説がなされた。

講師の言葉によれば、一般的に難解と云われる廃棄物処理法も、正攻法からだけでなく、罰則から逆に学ぶ、それはあたかも仕掛けられた地雷を踏まぬように避けながら進むようなものだが、非常に分かりやすくなるとの言葉は大変刺激的であった。

セミナー風景

参考までにセミナーの主旨を詳述した講師の著作を紹介します。
『廃棄物処理法の罰則』　尾上雅典　　クリエイト日報出版部

保健風営部

活動状況報告

第2回　保健風営部会開催

日時　平成26年6月3日(火)　午前10時～正午

場所　茨城県行政書士会　事務局

出席者　古川副会長、児島部長、下条副部長、田向部員

議題1　平成26年度　事業計画の遂行について

5月29日（木）に開催されました本会定時総会において、保健風営部の平成26年度事業計画が承認されましたので、具体的な研修時期及び研修内容の概要について協議いたしました。来月早々に、関係官庁へ出向き、保健風営部業務研修の主旨を説明した上で、協力を要請することになりました。

議題2　他の部会への協力について

現在、市民法務部において取り組んでいる金融機関との連携に関連して、業務精通者を募集するにあたって、保健風営部としても出来うる範囲内で全面的に協力することで一致いたしました。

風俗営業・飲食店営業の業種を希望する業務受託希望者名簿の候補者に関して、市民法務部より要請があれば、面談等の協力をさせていただきます。

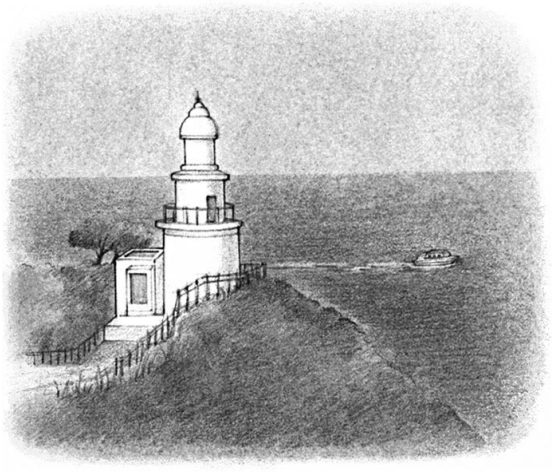

国際部

活動状況報告

愛知県行政書士会との意見交換会

国際部長　松田秀幸
申請取次行政書士管理委員会　委員長　山本剛

事　業　名	茨城県申請取次行政書士管理委員会規程の改正見直しに伴う意見交換並びに名古屋入管と東京入管との入管業務、国際業務についての意見交換会
実施目的	茨城県申請取次行政書士管理委員会規程の改正見直しを進めるにあたって、同規程の内容が充実している愛知県行政書士会の規程について説明を受けるとともに、今後の業務の参考のため、名古屋入管と東京入管での取扱いの違い、国際業務に関する意見交換等を行った。
実施日時	平成26年6月3日（火）　午後1時～午後5時40分
参　加　者	会長　國井豊　　国際部長　松田秀幸 申請取次管理委員委員長　山本剛　　副委員長　大庭孝志 同委員　渡邉律三　　同委員　柴本勇　　同委員　中村祐治
事業の詳細	①愛知県行政書士会視察 場所：愛知県行政書士会館１Ｆ 時間：平成26年6月3日　午後1時～午後1時30分 山田高嗣愛知県行政書士会会長より、愛知県行政書士会の現状並びに今後の運営方針等の説明を受けた。 ②愛知県行政書士会入国管理局届出済行政書士管理委員会との意見交換 場所：愛知県行政書士会館２Ｆ会議室 時間：平成26年6月3日　午後1時30分～午後5時40分 山田愛知会会長及び愛知県届出済行政書士管理委員会の委員の方々と意見交換を実施した。 (1)愛知県行政書士会入国管理局届出済行政書士管理委員会の活動内容報告と関係諸規程について ・活動内容報告については毎月1回の委員会の実施、年４回の委員会が指定する研修会の実施、届出済証明書交付に係る説明会の実施 ・関係諸規程については、名古屋入管から愛知県知事への措置請求事案に関与した届出済証明書所持会員の懲戒事案が数多くみられたため、再発防止の観点から、コンプライアンス等を中心とした義務研修が不可欠と考え、「委員会が指定する研修会」を実施し、当該研修会受講者に修了証を発行することとし、当該研修会を受講し修了証の交付を受けなければ、届出済証明書の交付受付を拒否することについて規程上明文化した。また、届出済証明所持会員の申請件数(量)と業務内容(質)との相関関係を重視するため、申請取次実績報告書の提出を義務化した。 (2)愛知県行政書士会入国管理局届出済行政書士管理委員会との国際・私法部の役割と活動について 全国的に見ても、入管業務に関する処分事例が数多くみられるため、同委員会及び国際・私法部が連携して、コンプライアンス徹底及び各種情報提供を続けていきたい。

今後について	愛知会において、会員のコンプライアンス徹底のため、委員会による研修を重視していることが大いに参考となりました。茨城会としては、今回の意見交換会を参考に申請取次行政書士管理委員会規程の見直しに着手し、会員の適正な申請取次業務実施に資していきたいと考えます。

会議風景

愛知会の皆様とともに

市民法務部

活動状況報告

市民法務部会開催

日 時 平成26年4月9日(水)、4月25日(金)、5月21日(水)

議題1 市民相談センターについて

・広報の方法については各市の広報紙へ広報掲載を行う。7月～来年3月までの期間、1ヶ月に3市の割合で各市の広報紙に広告の掲載を行う。
・市民相談センター設置場所について、開発公社ビル5F会議室を安価で継続的に賃借する(毎週月・木の午後)ことができたので、ポスターに「後援 公益財団法人 茨城県開発公社」の文言を入れることにした。
・相談員研修会については、金融機関の相談を想定し、基本的な業務について実務研修とする。
・水戸信用金庫からの要望と各市町村役場等への配布のため、新たに「市民相談センター」の告知用ポスターを作成し、また告知用チラシの作製も行う。

議題2 新入会員研修について(7月4～5日)

・研修会場(つくば市 Hotel BESTLAND)は予約済み。6月6日(金)に、会場を視察する。
・カリキュラムについては、下記のように変更する。
① 倫理研修は合宿研修より除外(倫理研修は登録証交付式時の研修で実施する)
② 実務研修(初級編)として、下記の研修を行う(各40分程度)
(1) 建設業、都市計画法・農地法 … 古川副会長
(2) 産業廃棄物処理業、会社設立 … 郡司相談役
(3) 風俗営業、外国人 … 安部員

③ パネルディスカッションは現在より短くし、パネルディスカッションの中で事務所の経営に関する内容を織り込むこととする。

議題 3　金融機関との提携について

・金融機関訪問の報告

筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合を訪問し、業務提携を前提に相互交流の申し入れを行った。その際、「市民相談センター」による無料相談の案内を行ったところ、各金融機関から是非活用したい旨の申出があった。

また、水戸信用金庫からは「市民相談センター」に関するポスターの要求があった。

日本政策金融公庫 及び 常陽銀行への対応は6月初旬に再度訪問予定。

・「市民相談センター」の活用

金融機関との連携スキームを作成し、各金融機関に照会した。

それに関連し、金融機関との連携スキームの中では、業務精通者名簿の早期の構築が急務となる。そこで、業務精通者の要件をまとめ、できるだけ早く募集をかける。業務精通者の人選及び管理に関しては各業務部に協力を依頼する。

議題 4　助成金申請について

各種助成金に関する情報冊子の入手に関して手配した。7月に茨城県中小企業団体中央会の担当者による研修会を行う。

議題 5　業務研修会について

・第1回　日程：6月25日(水)　午後1時30分～
　内容：相続税・消費税の改正ポイントについて
　講師：税理士・行政書士 樋田雅美先生

・第2回　日程：7月2日(水)　午後1時30分～
　内容：助成金の申請について
　講師：茨城県中小企業団体中央会担当者様

・第3回　日程：8月8日(金)　午後1時30分～
　内容：会社法　株式会社、合同会社等の会社設立について、定款認証を主体とした講演
　講師：弁護士(元公証人)開山憲一先生

議題 6　商工会議所の訪問について

情報収集及び意見交換のため、日立、ひたちなか、水戸、石岡、結城、筑西の各商工会議所を訪問し、行政書士業務の拡張につなげるよう努める。

事業報告

●4月16日(水)

水戸信用金庫本店を担当副会長と部長が訪問した。

●4月18日(金)

筑波銀行本店を担当副会長と部長が訪問した。

●4月22日(火)

茨城県信用組合本店を担当副会長と部長が訪問した。

●5月 2日(金)

茨城県中小企業団体中央会を担当副会長と部長が訪問した。

茨城県開発公社会議室で、市民相談センター相談員業務研修会を行った。

●5月12日(月)

日本政策金融公庫の主催による「土浦創業支援ネットワーク」(仮称)打合せ会(第2回)に担当副会長と部長が出席した。

会員指導委員会

活動状況報告

第2回　会員指導委員会開催

日時　平成26年4月17日(木)　午前10時～正午
場所　茨城県行政書士会　事務局
出席者　國井会長、嶋田委員長、久保副委員長、竹内委員、増戸委員、遠藤委員

議題1　補助者証について

「茨城県行政書士会補助者規程」附則3(経過措置)について、規程施行の際、現に本会が発行している補助者証は、規程施行日(平成26年10月1日)から2ヶ年の有効期間(平成28年9月30日まで)とすることにしました。

議題2　職務上請求書購入のための研修会について

「茨城県行政書士会職務上請求書払出規程」附則2(経過措置)について、規程施行の際に既に職務上請求書の払出を受けている会員のために特別事前研修会を開催することとし、その修了証の交付日は規程施行日(平成26年10月1日)とすることにしました。

第3回　会員指導委員会開催

日時　平成26年5月15日(木)　午後2時～午後4時
場所　茨城県行政書士会　事務局
出席者　嶋田委員長、久保副委員長、竹内委員、増戸委員、遠藤委員

議題　職務上請求書購入のための研修会について

会員への周知徹底、日程・会場の確認、研修ＤＶＤ・レジュメ等作成について検討いたしました。

第4回　会員指導委員会開催

日時　平成26年6月11日(水)　午前10時30分～正午
場所　茨城県行政書士会　事務局
出席者　嶋田委員長、久保副委員長、竹内委員、増戸委員

議題1　職務上請求書購入のための研修会について

前回に引き続き、会員への周知徹底、日程・会場の確認、研修ＤＶＤ・レジュメ等作成について検討いたしました。

議題2　職務上請求書の払出日について

「茨城県行政書士会職務上請求書払出規程」第８条(払出し事務)２について、職務上請求書払出日の設定を行いました。

重　要

職務上請求書の適正な使用について

会員指導委員会

職務上請求書の使用にあたっては、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

使用方法

・「請求に係る者の氏名、本籍又は住所」「利用目的の種別欄」「提出又は提出先がない場合の処理」は必ず記載し、日本行政書士会連合会が示す「ガイドライン」「記入要領」にしたがって具体的に記載してください。
・依頼者から、正当な理由のない第三者の住民票及び戸籍謄本の請求のみの依頼を受けた場合等、行政書士業務以外の目的で職務上請求書を使用してはなりません。
・官公署窓口に対する職務上請求は、必ず会員本人または補助者が行って下さい。
・職務上請求書を使用した場合には、必ず行政書士法第9条に定める帳簿（事件簿）に「職務上請求書番号」を記載して下さい。
・他士業を兼業している会員は、職務の内容に応じて各士業発行の職務上請求書を使用して下さい。
・現行の様式は平成25年12月以降に販売している払出番号「No13－ ********」です。
　※「No12－ ********」も引き続き利用可能です。

保存方法　　2年間保存

・職務上請求書控え綴りは使用済みの時から2年間の保存義務があります。ただし、その保存期間が過ぎた場合でも、事務局の確認を受けるまでは廃棄しないで下さい。
　確認前に紛失または破棄してしまった場合は、『顛末書』の提出をお願いします。
・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなど無効処理をして控え綴りに保管して下さい。
・登録の抹消・法人の解散の場合は必ず事務局まで返戻して下さい。

購入方法　　事務局窓口・郵送

・平成26年10月1日以降 職務上請求書払出研修の受講が必要です。
・平成26年10月1日以降 払出日（購入日）を限定。使用済請求書の使用の適性を確認後、払出します。
平成26年10月～12月 毎週木曜日 14：00 ～ 17：00、
平成27年1月15日以降 毎月第1・3木曜日 14：00 ～ 17：00
・個人会員…当該行政書士本人に限り購入できます。購入申込書及び誓約書に当該行政書士の職印の押印が必要です。
・法人会員…当該行政書士法人社員に限り購入できます。購入申込書及び誓約書に当該行政書士法人の職印の押印が必要です。

紛失・盗難されたとき

・【使用済み】職務上請求書の控え綴りを提出できない場合は、「顛末書」を作成し、使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、本会事務局に報告して下さい。
・【未使用分】を含む控え綴りを紛失した場合は、所轄の警察署へ届出て下さい。なお、保管期限2年または使用期限を越えた場合でも「顛末書」により、本会事務局に報告が必要です。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

様式第2号（第22条関係）

平成　　年　　月　　日

茨城県行政書士会

会 長　　國 井　　豊 殿

登録（法人）番号　　：
支　　部　　：
氏　　名（法人名称）：

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購　入　申　込　書

1．購入部数（いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。）

1冊	2冊	3冊以上	（　　）冊
			備考：所属する社員行政書士の数 （　　）名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2．業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

3．添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

＜添付しない場合の理由＞
・初回の購入申込み
・紛失　その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

様式第3号（第22条関係）

誓　約　書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1．私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

（1）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。

（2）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。

（3）職務上請求書には、不実の記載をしません。

（4）控えは２年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます

（5）廃業の届出その他行政書士法第７条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第１３条の１９の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2．私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

（1）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。

（2）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。

（3）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3．上記１又は２に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4．職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

（1）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。

（2）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日　　付	平成　　年　　月　　日	所属単位会	茨城会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

＜以下、単位会記入欄＞

払出し管理番号	